

令和8年4月23日

教育委員会第4回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第4回定例会記録

◇開会年月日 令和8年4月23日（木曜日） 午後3時30分開会

午後5時03分開会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦
委 員 （教育長職務代理者）	今 泉 良 正
委 員	梶 谷 美智子
委 員	大 和 千 恵
委 員	依 田 晴 美

◇出席職員	事務局長	富 澤 成 久
	事務局次長	木 下 智 由
	事務局次長（学校再編担当）	土 田 順 平
	学力向上推進監	仲 上 浩 一
	教育総務課長	佐 藤 豊
	学校再編推進室長	高 橋 龍 一
	学校教育課長	山 田 敦 子
	学校安全推進課長	川原田 修 一
	学校管理課長	林 伸 晃
	生涯学習課長兼博物館長	内 藤 昌 利
	石巻中央公民館長	加 藤 陽 子
	図書館長	鈴 木 智 恵

◇書 記	教育総務課長補佐	津 田 忍
	教育総務課総務係長	阿 部 恭 子
	教育総務課主査	伊 藤 晃 子

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市学校防災基本指針の改訂について
- ・令和8年度石巻市奨学生の採用結果について

報告事項

- ・報告第4号 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・報告第5号 専決処分の報告について
 - 専決第5号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
 - 専決第6号 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
 - 専決第7号 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- ・報告第6号 専決処分の報告について
 - 専決第8号 石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程
- ・報告第7号 専決処分の報告について
 - 専決第9号 石巻市文化財保護委員の委嘱について

審議事項

- ・第23号議案 石巻市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
- ・第24号議案 石巻市いじめ問題対策調査委員会及び石巻市いじめ問題再調査委員会の所掌事項の追加について

その他

午後３時３０分開会

○**矢野健悦教育長** ただいまから令和８年第４回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○**矢野健悦教育長** それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は依田委員にお願いいたします。

よろしくお願いします。

教育長報告

○**矢野健悦教育長** それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が３件、報告事項が４件、審議事項が２件、その他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに私から報告をいたします。

４月の学校の状況について報告をいたします。

４月の学年初め休業が明けて、各学校では、令和８年度第１学期の始業式、入学式等の儀式的行事を行い、新たな学校生活を始めております。

桜坂高等学校の入学式に際しましては、委員の皆様にご臨席を頂き、ありがとうございました。

また、新しい校長を迎えての市校長会歓迎会が２８日に行われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、インフルエンザ等による学級閉鎖があります。本日、１学級が発生しております。基本的な予防対策を行うとともに、今後の感染状況を注視してまいりたいと思っております。

さて、今年度の児童生徒数ですが、４月１日現在で、小学校の児童数は５，１４３名、昨年度が５，４５２名でございましたので、３０９名の減でした。中学校の生徒数は３，０１８名で、昨年度が３，０００名でありましたので、１８名の増となりました。幼稚園と桜坂高校合わせて８，４６８名、昨年度が８，７６８名でしたので、３００名の減となりました。昨年度よりも、３５名少ない減少幅となっています。

次に、教育長関係会議についてですが、４月２０日月曜日に白石市防災センターにおいて、宮城県都市教育長協議会総会が行われ、令和８年度は名取市鈴木啓之教育長が会長に就任いたしました。

次に、市議会第１回定例会について御報告をいたします。

２月１０日火曜日に開会し、３月１９日木曜日までの３８日間で行われました。環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告をいたします。

初めに、第１４号議案、石巻市学びサポートセンター条例の一部を改正する条例では、新たに開設する住吉学びサポートセンターの施設の機能面で特筆すべき点について質疑があり、向陽学びサポートセンターと比較して園庭が広く、ホールもあるので、活用の幅が広がる旨、答弁をいたしました。

また、学びサポートセンターの職員数について質疑があり、試行運用期間である今年度は、向陽学びサポートセンター9名、住吉学びサポートセンター3名で運用できたことから、来年度もこの人数で運用していきたい旨、答弁をいたしました。

次に第22号議案、令和8年度一般会計予算では、教育指導奨励費のうち、学力向上推進事業費では、事業費の内訳について質疑があり、学力向上推進プランに関する研修会の講師謝礼金のほか、標準学力調査の採点問題作成の委託料並びにアプリのライセンス使用料である旨、答弁をいたしました。

また、学力調査業務委託料が増額になった理由について質疑があり、本年度までは小学校の国語・算数及び中学校の国語・数学の標準学力テストを実施しておりましたが、授業改善を図るため、来年度は小学校4年生以上で、理科・社会を追加して実施するため、増額となった旨、答弁をいたしました。

次に、スクールソーシャルワーカー配置事業費では、配置人員数及び登校が難しい子供たちへの訪問回数について質疑があり、本年度は10名の職員を配置しておりますが、訪問回数については昨年度実績で1,849回である旨、答弁をいたしました。

また、不登校児童生徒数が増えている現状での支援体制について質疑があり、不登校についてはスクールソーシャルワーカーのみならず、学校外部機関等が連携して対応している旨、答弁をいたしました。

次に、小学校施設維持整備費では、学校施設整備保全計画と総合計画実施計画との整合性について質疑があり、財政面での制約から、学校施設の整備が後ろ倒しになっているケースが出てきており、児童生徒の安全安心を第一に考え、教育環境に支障を来す場合は、来年度の当初予算で対応してまいりたい旨、答弁をいたしました。

部活動指導員配置支援事業費では、部活動の地域移行への周知状況について質疑があり、地域クラブに関するガイドラインについてはほぼ完成しており、令和8年4月に関係各位に周知する予定であること、また、具体的な動きについては、地域クラブ受付の申請等の専門窓口やホームページで中学生が地域で活動できるチームの周知を関係課と連携しながら進めてまいりたい旨、答弁しました。

以上が環境教育委員会での教育委員会に関する答弁内容です。

年度に関する点については、昨年度の表現でありました。

その後、委員会で原案を全て可決し、19日の本会議で、当初予算、補正予算、条例等が可決されました。

次に、12日から行われた一般質問は17名から通告があり、教育関係は5名からありました。主な内容を申し上げます。

学校や公共施設への生理用品常備について、特に生理についての知識が十分理解できない小中学校へは、トイレトペーパーと同様に常備すべきとの質問があり、小中学校においては保健室での予備配布を行っており、体調不良や悩みを抱える児童生徒に対して、養護教員が直接声をかけ適切なアドバイスや、健康観察を行う機会を大切にしたい旨、答弁しました。

次に、子供時代から体を動かすことを厭わない習慣が大切であり、本市の子供の体力の現状と体力向上対策について質問があり、今年度の体力運動能力調査の結果では、体力合計点で県平均を下回る結果となり、特に肥満傾向にある児童生徒の割合が高く、課題であり、石巻市体

力向上プランを策定し、特に運動・生活習慣の改善に取組み、一定の成果を上げている旨、答弁しました。

幼児期の集団遊びの重要性について質問があり、学びの基礎となる力を築くためには、それを支える基本的な生活習慣の定着が重要であり、本市では、幼児教育センターを設置し、幼児教育プランを策定し取組んでいる旨と、幼児期に学びの土台をしっかりとつくり、円滑に小学校教育へと繋げていくことが極めて重要である旨、答弁しました。

震災遺構に小中学校時に1回ずつ行く機会を設けるべきとの質問があり、石巻市の子供たちが震災の様子や複合的災害の実態を知るために、震災遺構の見学を教育課程に位置づけることは大きな意味があると考えられるため、小学校6年間のうち1回程度は見学できるように計画している旨、答弁しました。

中学校段階における福祉教育・障害理解教育の現状と今後の充実の方向性について質問があり、全ての中学校で教育活動全般を通じて福祉教育を位置づけており、地域社会と連携し、障害のあることが特別ではないという認識を広め、思いやる心を持った共生社会の担い手の育成に努める旨、答弁をいたしました。

以上で私からの報告を終わります。

御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

石巻市学校防災基本指針の改訂について

○宍戸健悦教育長 なければ、次に、石巻市学校防災基本指針の改訂についての報告を学校安全推進課長からお願いします。

○川原田修一学校安全推進課長 はい。私から石巻市学校防災基本指針の改訂について御説明させていただきます。

表紙番号2の1ページを御覧頂きたいと思います。

初めに、2の施策等を必要とする背景及び目的でございますが、平成27年4月1日に施行した石巻市学校防災基本方針を基に学校防災の取組をこれまで進めてまいりましたが、その成果と課題を踏まえ、震災の教訓を継承しつつ、より実効性の高い体制への再構築が不可欠であったため、命を守る学校防災の再構築を中核としまして、これまでの基本方針の三つの基本理念「未来へつなぐ防災教育」「地域ぐるみの学校防災管理」「災害への対応力を高める学校」を掲げ、持続可能な学校防災の確立と安全安心な学校環境を構築するため、今回の改訂を行ったものでございます。

3の根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性につきましては、御覧のとおりとなっております。

4の提案に至るまでの経過ですが、昨年5月の第1回目の石巻市学校防災推進会議を経まして、改訂作業がワーキンググループにおいて開始しております。

本年2月9日の石巻市学校防災推進会議において改訂案を協議頂きまして、本年3月時点の石巻市地域防災計画の改訂に合わせて配備体制、避難所運営等の整合性を図りまして、本年3月12日に石巻市学校防災基本指針として策定いたしました。

次に、5の主な内容、変更点でございますが、別冊の一般事務報告資料「石巻市学校防災基

本指針の改訂について」を御覧頂きたいと思います。

初めに、1 ページを御覧頂きたいと思います。基本理念でございますが、基本理念の変更点といたしましては、新たに「命を守る学校防災の再構築」を中核としまして、三つの基本理念「未来へつなぐ防災教育」「地域ぐるみの学校防災管理」「災害への対応力を高める学校」を引き続き掲げております。

次に、2 ページを御覧願います。基本方針でございますが、四つの基本方針は、学校防災の取組として実効性を高める方向に改訂しております。1 の様々な条件を想定した避難訓練の実施につきましては、これまでの防災研修会、管理職研修会等の内容を踏まえた訓練の位置付けをしまして、研修会の成果を、避難訓練やマニュアル整備に活かせるよう改訂しております。

2 の防災教育副読本「未来へつなぐ」、「復興・防災マップ」を活用した防災教育の推進は、副読本の活用やマップ作成を通して、自助・共助・公助の観点を、発達段階に応じて取り入れるよう改訂しております。

3 ページを御覧頂きたいと思います。

3 の実効性の高い学校安全マニュアル策定に向けた体制の整備につきましては、これまでの防災研修会、管理職研修会等の内容を踏まえた訓練の位置付けを意味しまして、研修会の成果を避難訓練やマニュアル整備に活かせるよう改訂しております。

4 の地域防災連絡会の充実につきましては、地域防災連絡会は、地域防災と学校防災をつなぐ組織でございますが、近隣学校・園をつなぐ組織でもあるため、施設会場体制や、避難所運営等のルール、学校安全マニュアルの協議等の充実を図るよう改訂しております。

続きまして、5 の避難所運営の協働体制の構築は、避難所運営に関する記述を、避難所運営の円滑化に向けた連携の視点から、児童生徒の安全確保及び学校再開に向けた避難所運営に関する連携という視点に変更しております。

6 の災害発生に伴う関係機関との連携は、立ち退き避難時の協力体制という視点から、立ち退き避難を想定した地域、行政等との事前の検討や連携の必要性に視点を移して明記しております。

7 の教職員の研修・訓練の積極的・計画的な実施と充実は、管理職として迅速で柔軟な対応力を培う研修について明記したものでございます。

最後に、8 の災害時における職員の配備体制は、教職員自身の安全を担保する視点を明記しております。

次に、4 ページを御覧頂きたいと思います。

石巻市立学校・園災害対策要綱でございますが、旧方針は、各学校・園が作成する個別対策要綱として表現したものを、石巻市教育委員会が定める全体の指針とするため明確化したものでございます。

続きまして、7 ページから 9 ページまでとなります。

別表 1、校内災害対策配備体制基準表でございます。地域防災計画の改訂と併せまして、当該基準表を地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等対策編の災害種別ごとに体制を見直しております。特に勤務時間内、勤務時間外の配備要員や配備内容等を明記しております。

続きまして、10 ページから 14 ページまででございます。

別表 2、配備体制に伴う対応業務についてでございます。地域防災計画の改訂と併せまして、

当該対応業務を地震発生時、津波発生時【内陸地域】、津波発生時【沿岸地域】、津波発生時【内陸・沿岸混在地域】、風水害等発生時の災害種別・地域別、地域ごとに対応を見直しております。

特に、勤務時間内と勤務時間外に対応を掲載し、それぞれの対応業務のポイントを明記しております。

最後に、15ページと16ページでございますが、避難所運営の初動体制に係る留意事項につきましては、避難所の設定及び避難所となった学校における教職員の対応の在り方、避難所が長期化した場合の対応、教職員の負担軽減への配慮を示しておりますが、前回規定したとおり、こちらは変更ございません。

表紙番号2の2ページにお戻り頂きたいと思います。

6の実施した場合の影響・効果でございますが、本基本方針が各学校への行動の方向性を示す拠り所となりますので、学校における防災体制の構築やマニュアルの見直しに盛り込むことにより、それぞれの学校において、指針をもとにハザードや児童生徒、地域の実態、勤務する教職員の実情等、様々な条件下を十分考慮していただくこととなりますので、より防災管理防災教育の充実が図られることとなります。

なお、財政負担につきましては特にございません。

続きまして、7の他の自治体の政策との比較検討につきましては、東日本大震災以後、各市町村におきましては、地域防災計画の見直しが行われております。

8の今後の予定及び施行予定年月日につきましては、本年3月19日に石巻市立学校、園へ通知しておりまして、4月1日から施行しております。

最後に、9のその他でございますが、本基本指針は学校防災推進会議で検討の上、毎年見直しを図る予定としております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○矢野健悦教育長 それでは、ただいまの報告に対して御質問等ございませんか。

梶谷委員。

○梶谷美智子委員 はい。平成27年の基本方針では、地震、それから津波などの災害が発生した場合の配備体制の基準表というのはあったと思うんですけども、ただいま説明がありましたように、今回の改訂で、配備体制に伴う対応業務について、細かに、そして、石巻は広いですから、内陸地域と、内陸沿岸混在地域というように地域ごとに分けて対応業務が示されているということについては、良いと思いました。

この内容についてではないのですが、2点ばかり確認をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、今月20日の地震が発生した折に、地震が発生した時刻が確か午後5時前、4時台だったと思うんですけども、子供たちは下校していたと思うんですが、放課後児童クラブにいた子供たちも多かったと思うんですね。

放課後児童クラブは何年前、一昨年ぐらいからでしたでしょうか、運営は民間に委託というふうなお話だったと思います。

ただ、そのとき確認した際には、学校長がクラブ長だというふうなお話だったと思うんですけども、放課後児童クラブの災害時の配備体制や災害時の基準、マニュアルといいますが、そういったものがどういうふうになっているのかということを確認したいと思いました。それが1点目です。

それから2点目ですが、これは私の経験からですけれども、東日本大震災の後、あまり期間をおかないでだったと思うんですけれども、遠隔地で地震が発生して、ちょうど、スクールバスの子供たちの帰る時刻が、津波の到達の予想の時刻ということで、その当時勤めていた町内の小中学校で相談をして、子供たちをスクールバスで帰さずに、留め置きしましょうというふうな対応をとったことがあります。

ところが、なかなか注意報が解除されず、また、半島のほうに行く子供たちもいたものから、子供たちを帰すか親に引き渡すかということで、大変迷いというか悩みがありました。

そうこうしているうちに、暗くなってきて、子供たちに食事を用意しなければならない状況になりまして、ちょうど東日本大震災の支援で頂いたアルファ米が、その当時勤めていた学校にありましたので、町内のほかの小中学校にもそれを配って、まず子供たちに食事をとらせて、そのあと状況を見て帰したというような経験があります。

今回の改訂で留め置きなどについても書かれているわけですが、注意報や警報が解除されるまで留め置く場合、時間帯によってはそのように食事を用意しなければならない状況もあるかと思うんですけれども、市のほうでは、そういった場合の備蓄というか、そういったものは準備されているのかというようなことを確認させていただきたいと思います。

○川原田修一学校安全推進課長 まず1点目の、放課後児童クラブの配備体制ということで、先日の地震の際には、放課後児童クラブのほうにも当課から連絡をいたしました。まずは、保健福祉部の子育て支援課を通じて、連絡をとるのですが、校長先生方がそれぞれの学校で今回の指針を基にして、実情に応じた対応を取られます。施設自体が近くであれば、学校と同じような対応になるわけなんですけれども、学校とすぐ連携をとれない場合がありますので、こちらの担当課から委託業者を経由して連絡が行く際に、我々の連絡が放課後児童クラブに届くまで、ちょっとタイムラグが発生しまして、対応自体が学校と児童クラブで若干異なるという現象も生じております。

配備体制につきましては、この指針に則って行っていただくような形になるんですけれども、今回の反省点といたしまして、そういったタイムラグが生じた場合の対応ですね、最終的にはこちらから連絡は取れるようにはなるんですけれども、該当する学校と連携をとっていただいた上での対応になるという場合もありまして、放課後児童クラブは放課後児童クラブで引き留めという形になったところもございました。

すいません、説明がちょっと、お分かりいただけましたでしょうか。

児童クラブのほうのマニュアルについてですが、これまで使っていたマニュアルはあると思うのですが、今回の指針の改訂でまたいろいろ修正等がありますので、そこはまだすぐ反映されていないと思いますので、もう少し連携を密にして、できるだけ早くこちらの連絡体制であったりとか、連携がとれるように検討を考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の学校の備蓄品についてです。

こちらにつきましては、それぞれ用意しております。

先日の地震においては、備蓄品を出すというところまで至らなかったんですけれども、準備はしております。

○中央健悦教育長 今回のこの改訂に当たって、やはり遠隔地での地震・津波ということで、

解除するのに時間がかかるというふうなところで、通常の配備体制とはまた別に、改めて遠隔地地震についての項目を設けましょう、それを基にして、各学校で判断してもらいましょうということで新たにこの項目を設けたということでもあります。

内陸と沿岸部と、あるいは混在する地域と、それぞれ場合分けをするようにつくったわけですが、すけれども、校長先生方が最終的に判断するときに、これを一つの基準にしながら、でも、やっぱり最終的にはそれぞれの学校の状況に応じて判断をしなければならないと。その際にももちろん、放課後児童クラブとの連携のもとで判断をするというふうなことで、最近では学校の校地内以外のところに児童クラブがあるという例もあるので、その辺はそれぞれ連携をしながら、迅速に判断をする際にも、連携をして判断をするというふうな、今回確認をしているところです。また、この基準については見直しをして、ちょうど今は注意情報の時期でありますので、そういう状況も踏まえながら改訂の見直しを順次していくというふうなところがございます。その辺は今後検討していきたいと思えます。

よろしいですか。では、そのほかございませんか。

今泉委員。

○今泉良正委員 先日の地震のときの対応等って実際どうだったのか、教えていただきたいと思えます。

○宍戸健悦教育長 学校安全推進課長。

○川原田修一学校安全推進課長 はい、対応ですけれども、各学校の実情に応じた対応をしていただいたところですが、この今回の指針に照らし合わせるとすれば、8ページを御覧頂きたいと思えます。

別表1-(2)、校内災害対策配備体制基準表、津波災害対策編になりますけれども、先日の地震は注意報発表の時刻が16時53分でしたので、災害区分は1号となるんですけれども、配備要員や内容につきましてはこちらに記載のとおりです。勤務時間中から勤務時間外にちょうど切り替わる時間ではあったんですけれども、児童生徒がまだ残っているところと、もう保護者への引渡しが進んで帰られたところとで、ちょっと対応がそれぞれ違いますけど、ほとんど、児童生徒は帰った後でしたので、避難者につきましては、地区の避難者の方が学校にいらっしゃるっていうのはありましたけれども、学校としては、勤務というのは、ほとんどありませんでした。実際には7校に避難者が来ておりまして、全部で大体100人弱、97人と、それから、一部駐車場の車内でそのまま学校の敷地内にいらっしゃるという方もいらっしゃるんですが、19時半の時点で自主避難の方は全員帰宅したというような状況でした。

その間、学校の先生方はずっと拘束されたかというところではなくて、もう校舎は閉めて、自主避難でしたので、敷地内というか学校の駐車場にいらっしゃるような避難者がほとんどでした。

以上でございます。

○宍戸健悦教育長 よろしいでしょうか。

○今泉良正委員 はい。この計画そのものではないのですが、地域防災連絡会の充実っていうのも記されています。

それで、この地域防災連絡会って、多分全国的にも珍しいのではないのかなと思えます。全ての学校区にということで、これは本当にいろんな面で全国にも発信できるものじゃないのか

などと思うんですが、コロナ禍を経てですね、学校によってはフェードアウト気味のところもあるんじゃないのかなというのを感じています。

実際問題、この存在を知らないという教員もいるようですので、この地域防災連絡会の充実というのが謳われておりますので、ぜひ改めてこれも充実できるように取り組んで頂ければなというふうに思います。

それから、これも質問ではありませんが、避難訓練ですね。いろいろ学校マニュアル等、実行性の高い学校安全マニュアルの策定なんていうことも書かれておりますが、避難訓練についても、石巻市では、学校安全推進課のほうでチェックしていますね。

これもやはり、全国的にも見ても非常に良い取組じゃないのかなと思います。昨年度は、なかなかチェックの点数が低かったようですが、それはそれでいいのかなとも思います。

それで、避難訓練をチェックするときにちょっと思うのは、石巻市は、全ての学校にCSを導入しておりますので、その委員さん方の役割に学校の経営に参画するというのもあります。そういうことで、この避難訓練を学校運営協議会委員でチェックするという取り組みも結構行われておりますが、私の勉強不足で知らなかったんですが、実は石巻市以外の事例でちょっと見たらですね、「避難訓練指導パッケージ」という避難訓練のチェックリストがあり、これが結構使われているらしいです。そうしたら、これが何と、石巻市の教育委員会の学校安全推進課の協力のもとで作成しているものらしいです。私も知らなかったので、結構このチェックリストいいなと思っていたんですが、石巻市以外でもこういうのが使われているということは少し誇れることじゃないのかな、なんて思って、質問ではありませんがお話をさせていただきました。以上です。

○穴戸健悦教育長 いいお話をありがとうございます。

今後ますます学校安全推進課、頑張っていただきたいと思います、学校安全推進課長どうぞ。

○川原田修一学校安全推進課長 貴重な御意見ありがとうございました。チェックリスト等につきましても毎年ですね、ワーキンググループのほうで見直しをしております、それで年々精度が高まっているといえますか、かなりいろいろ細かいチェック項目があつてですね、推進しておりますので、これを継続して、安全安心な学校、子供たちの命を守る安全に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○今泉良正委員 はい。

今、私がお話ししたのは宮城避難訓練指導パッケージ作成委員会というところで作成しているもので、ネットワークでいくらかでもダウンロードでき、そこに協力として、宮城県教育庁保健体育安全課と石巻市教育委員会学校安全推進課の二つ書きされているやつです。非常に見た目もいいもので、こういうのもあるんだなと思って、私もちょっと勉強不足でした。

○穴戸健悦教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり。)

令和8年度石巻市奨学生の採用結果について

○穴戸健悦教育長 それでは、なければ次に、令和8年度石巻市奨学生の採用結果について

の報告を学校教育課長からお願いします。

○山田敦子学校教育課長 はい。

それでは、私から、令和8年度石巻市奨学生の採用結果について御報告申し上げます。

資料2の3ページを御覧ください。

令和8年度の奨学生の志願者につきましては、前年度の内定採用者を含め、大学の部12名、専修学校の部3名、高等学校の部1名の合計16名でございました。

選考委員会が4月15日に行われ、前年度の内定採用者4名を除く12名を選考審議した結果、大学の部9名、専修学校の部2名の合計11名が採用となり、大学の部の1名が学力評定が基準未満であることから、不採用となりました。

その結果、令和8年度採用者につきましては、前年度の内定者を含め、大学の部11名、専修学校の部3名、高等学校の部1名の合計15名でございました。

今年度も応募の機会を増やす目的から、6月より第2次奨学生の募集を行う予定でございます。

さらに、令和9年度の予約採用による募集を10月頃より行う予定でございます。

関連資料として、令和2年度から令和7年度までの石巻市奨学生の志願者数と採用者数の推移を一覧にしております。

以上、御報告申し上げます。

○宍戸健悦教育長 はい。ただいまの報告に対して、御質問等ございませんか。

依田委員。

○依田晴美委員 高等学校の無償化に伴って、高校へ在学中の奨学金受給者の志願者について何か変化っていうのはあったんでしょうか。

○山田敦子学校教育課長 はい。

まず数字的なところですが、資料の3ページを御覧頂ければと思うんですけども、もともと高校生の奨学生の数というのは応募自体がそんなに多くはありませんでした。今年度も、特に大きな変化はなかったかなと思います。

高校の授業料が無償化にはなりましたが、授業料だけが無償化になっているわけで、そのほかにも多くの金額がかかっていると思いますので、授業料が無償化だから高校生の分はやめるなどというところは今のところは考えておりません。

今後も、高校生の分も募集を掛けていきたいと思っております。

以上でございます。

○宍戸健悦教育長 数字的には余り変わらないというような状況でございます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

報告第4号 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○宍戸健悦教育長 なければ、次に報告事項に入ります。

報告第4号、石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改

正する規則についての報告を学校管理課長からお願いいたします。

○林伸晃学校管理課長 それでは、ただいま上程されました報告第4号、石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、食材費の高騰が続いており、現行の学校給食費では、従来どおり質と量の保たれた学校給食を提供することが困難となる見込みであることから、石巻市学校給食センター条例第4条第2項の規定に基づき、石巻市学校給食センター運営委員会へ学校給食費の改定について諮問を行ったところ、改定はやむを得ないものと理解する旨の答申を踏まえ、学校給食費の改定を行うものです。

それでは、改正内容について御説明を申し上げますので、表紙番号1の1ページ、併せて、表紙番号3の新旧対照表の1ページを御覧願います。

別表第1中、262円を312円に、319円を370円に、382円を450円に改めるものです。

次に、附則でございますが、施行期日を令和8年4月1日からとし、経過措置を新たに規定するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○中央戸健悦教育長 はい。

それではただいまの報告に対して御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

報告第5号 専決処分の報告について

専決第5号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

専決第6号 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

専決第7号 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○中央戸健悦教育長 では、なければ次に、報告第5号、専決処分の報告についての専決第5号、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、専決第6号、石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令及び専決第7号、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令につきましては関連がありますので、一括で報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○佐藤豊教育総務課長 はい。

ただいま上程されました報告第5号の専決第5号、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、専決第6号、石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令及び専決第7号、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について一括して御説明申し上げます。

本報告につきましては、石巻市議会令和8年第1回定例会において石巻市農業者体験実習館条例を廃止する条例及び石巻市学びサポートセンター条例の一部を改正する条例が可決し、令和8年4月1日に施行することに伴い、石巻市教育委員会の組織等に関する規則、石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程において改正が必要となりましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に

関する規則第3条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、併せまして、震災心の支援室の廃止によるものや文言等の修正を行っております。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、初めに、専決第5号、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、表紙番号1の3ページ、併せて表紙番号3、規則等新旧対照表の2ページから3ページを御覧願います。第11条は、学校教育課の分掌事務から、第12号に規定されております、震災心の支援室に関するものを削除し、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げるものであります。第21条第5項は、規則名を修正するものであります。第31条第1項は、表の改正を行うものであります。別表第3、第6項は文言の修正であり、第18号は、桃生農業者体験実習館の文言及び第19項並びに第20項を削除し、第21項から23項までを2項ずつ繰り上げるものであります。次に、附則でございしますが、この規則は、令和8年4月1日から施行するものであります。

続きまして、専決第6号、石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について説明申し上げますので、表紙番号1の5ページ、併せて表紙番号3規則等、新旧対照表の4ページを御覧願います。第4条は、桃生地区施設管理者及び震災心の支援室長を削除するものであります。次に、附則でございしますが、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものであります。

続きまして、専決第7号、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げますので、表紙番号1の5ページ、併せて表紙番号3、規則等新旧対照表の5ページを御覧願います。石巻市住吉学びサポートセンターの開設に伴い、別表の文書記号を改めるものであります。次に、附則でございしますが、この訓令は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○矢野健悦教育長 それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

報告第6号 専決処分の報告について

専決第8号 石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程

○矢野健悦教育長 なければ、次に報告第6号、専決処分の報告についての専決第8号、石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程の報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○佐藤豊教育総務課長 はい。

ただいま上程されました報告第6号、専決第8号、石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程について御説明申し上げますので、表紙番号1の6ページを御覧願います。

本報告につきましては、石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程を、令和8年3月31日に公表し、同年4月1日付けで施行されることに伴い、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定

により、同年３月３１日に専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

それでは、概要を御説明申し上げますので、表紙番号１の１７ページから１８ページを御覧願います。

これまで本市教育委員会に対する共催及び後援の申請に関する取扱いにつきましては、令和６年６月２４日付け教育長決裁で内規を定め、運用してきたところですが、市長部局においては定めがなく、各課の判断により対応してきたところにより、取扱いにばらつきや説明責任の確保に課題が生じておりました。このことから、取扱いを明確にし、適正な運用を図るため、市長部局と併せて規程を整備し、統一的な運用を行うものでございます。

次に、条文に従いまして、御説明申し上げますので７ページにお戻り願います。

初めに、第１条は、本規程の趣旨を定めるものでございます。

次に、第２条については、規程における用語の定義について、第３条については、承認の可否に係る承認基準について、第４条については、申請手続について、第５条については、承認を受けた事業の変更の届出について、第６条については、事業終了後の実施報告について、第７条については、承認した事業の取消しについて、第８条については、事務の事務処理について、第９条については、その他について定めるものであります。

また、１０ページ以降については、各条文に定める様式となります。

次に、附則であります。本告示の施行日を令和８年４月１日とするものであります。

なお、この取扱いにつきましては、４月からホームページで公表し、周知を図っております。

以上で報告を終わります。

○矢野健悦教育長 はい。

それではただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」との声あり。）

専決第７号 専決処分の報告について

専決第９号 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○矢野健悦教育長 では、なければ次に、報告第７号、専決処分の報告についての専決第９号、石巻市文化財保護委員の委嘱についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○内藤昌利生涯学習課長兼博物館長 はい。それでは、報告第７号、専決処分の報告についてのうち、専決第９号、石巻市文化財保護委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号１の２０ページを御覧願います。

本件につきましては、現在、石巻市文化財保護委員を委嘱しております泉田英雄委員の任期が令和８年３月３１日で満了したため、石巻市文化財保護条例第６条の規定により、引き続き委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、令和８年４月１日から、令和１０年３月３１日までの２年間でありますが、本人からの承諾書の提出に時間を要しましたことから、教育委員会を開催する時間的余

裕がございませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則、第3条第1項の規定により、4月1日付けで委嘱することについて専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。以上で報告を終わります。

○**矢野健悦教育長** それではただいまの説明に対して御質問等ございませんか。
よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり。)

第23号議案 石巻市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を 改正する規則

○**矢野健悦教育長** では、なければ次に、審議事項に入ります。

第23号議案、石巻市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○**佐藤豊教育総務課長** はい。ただいま上程されました第23号議案、石巻市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続法及び石巻市行政手続条例が改正されたことを踏まえ、本規則の聴聞及び、聴聞の通知に係る公示の方法の見直しを行うとともに、併せて文言整理等の所要の改正を行うため、本規則の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の22ページ、併せて表紙番号3、規則等新旧対照表の6ページから32ページまでを御覧願います。

初めに、第3条第1項は文言の修正を行うものであり、同条第2項、第3項は、聴聞の通知に係る公示送達について、公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこととともに、公示事項を書面により掲示場に掲示または電子計算機の映像により閲覧できるように改めるものであります。

次に、第4条は条文の整理を行うものであります。

次に、第11条は、第3条の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、第16条は、弁明の機会付与通知の公示送達の方法について聴聞の通知を準用する旨を規定したものであります。

第18条は、当事者またはその代理人の署名押印を廃止するものであります。

第19条は16条の改正に伴い削除し、第20条及び第21条を1条ずつ繰り上げるものであります。

次に、様式については、文言の修正及び条文の改正に伴い、様式を追加するものであります。

次に、附則でございますが、この規則は、令和8年5月21日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**矢野健悦教育長** はい。

それではただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

では、ないようでしたら第２３号議案、石巻市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

異議がありませんので、第２３号議案については原案のとおり可決いたします。

第24号議案 石巻市いじめ問題対策調査委員会及び石巻市いじめ問題再調査 委員会の所掌事項の追加について

次に、第２４号議案、石巻市いじめ問題対策調査委員会及び石巻市いじめ問題再調査委員会の所掌事項の追加についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

○山田敦子学校教育課長 はい。ただいま上程されました第２４号議案、石巻市いじめ問題対策調査委員会及び石巻市いじめ問題再調査委員会の所掌事項の追加について議決を求めるものでございます。

資料１の２８ページ、２９ページをお開きください。

本市では現在、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策調査委員会及びいじめ問題再調査委員会を設置しております。

本案は、令和７年１２月に改定された国の児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針に基づき、両委員会の体制を強化するものであります。

同指針において、いじめ防止対策推進法に基づいて設置されている既存機関がいじめ以外の背景のある自殺事案についても調査対象にできるような形にしておくことが有効であると示されたことから、いじめ問題対策調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の所掌事項に、いじめ以外に背景のある自殺案件の調査を加え、背景調査の体制整備を図るものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○矢野健悦教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

では、ないようでしたら、第２４号議案、石巻市いじめ問題対策調査委員会及び石巻市いじめ問題再調査委員会の所掌事項の追加については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 異議がありませんので、第２４号議案については、原案のとおり可決いたします。

その他

○矢野健悦教育長 審議事項を終了しその他に入ります。

初めに、委員の皆さんからございませんか。

大和委員。

○大和千恵委員 はい。新年度が始まって、学校のほうで支援員を希望したけれども、配置されなかったというお話も伺っているんですけども、支援員を希望する数が増えているのも要

因にあるのかなとは思いますが、支援を希望するという数に対してどのぐらい充当できているのかなというところと、支援員の人材の不足で充当できていないのか、財源も不足しているのか、その辺の状況を教えていただければと思います。

○山田敦子学校教育課長 はい。

それでは、特別支援教育支援員の配置についてということで、お答えしたいと思います。

そもそもですけれども、支援員の配置につきましては、希望している数の100%を配置できているわけではないということは、御理解頂きたいと思います。

それで、支援を必要とする児童生徒に対して、いろいろなアンケートやチェックをしたり、それから診断があって、それで通常学級に在籍が決まったお子さんに対して、学校が必要であるとして申請をしてきた数に対しての配置数を%でお答えをしたいと思います。

令和5年度、小学校は11%、令和6年度13%、令和7年度19%、そして今年度は20%ということで、人数は減ってはいますけれども必要とする数に対しての配置の割合は、上がっておるという状況でございます。

中学校についても、令和5年度は12%、令和6年度は13%、令和7年度は20%、令和8年度も同じぐらいと同様というところで推移しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもちろん希望する数、100%というところでできればいいんでしょうけれども、財政的な面ももちろんございます。

それから人員については、本当に日々、子供たちのそばについて成長と一緒に促してもらうというところでございますので、面接をいたしまして、やっぱりより子供たちの成長にお力添え頂ける方にお力を借りているという状況でございます。

応募者数は大変多くはあるんですけれども、応募して頂いている方を全てというわけにはやっぱりいかないので、こちらでも、それこそチェックもありますので、こちらでもより子供たちそれから現場にお力添え頂ける方を配置しているというところでございます。以上です。

○矢野健悦教育長 大和委員、よろしいですか。

○大和千恵委員 はい。

○矢野健悦教育長 支援については今年100人配置しているということで、要望のあった子供1人に対して1人を配置するということとはできないので、数人に対して、学校に何人配置というふうなことで、今は対応しているというような状況でございます。

少しでも、学校の要望、あるいは子供たちの状況に応じた配置というのを、今後とも検討しながら、配置していきたいというふうに思っております。

では、そのほか、委員の皆さんからございませんか。

今泉委員。

○今泉良正委員 はい。

先月、文科省のほうから、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果を踏まえた対応等についてという通知が出ていていると思います。毎年、調査をして結果を11月頃に公表となっておりますが、それを踏まえて、こういうふうに対応していただきたいということで、コミュニティ・スクールを導入してないところは導入してくださいというやつなので、石巻市には直接関係ないところもありますが、ぜひ石巻市でも考えてほしいなということがあ

ります。地域学校協働活動推進員、石巻では、学校支援地域コーディネーターという名前になってますが、今、全ての学校に配置になってます。ただ、この通知にも記載されてるんですが、地域における社会教育人材や社会教育関係機関の関係者、教員経験者等の中から、連携協働関係を構築できる者を委嘱というふうになっているんですね。なかなかここが辛いなっていうところで、「各学校ごとにこういう人いるの」というのはあると思います。ただ、できればこういう人を配置していただければなと思うことと、もう一つですね、なかなかそういう配置できないという事を前提にですね、この通知の中で、学校運営協議会間の情報交換、教職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会・説明会の継続的な実施っていうのがあるんです。

これは全国的にやっているところが40%なんだそうで、これは前にもお話ししたんですが、ぜひ、こういう研修会・説明会を、継続的に、計画的に実施してほしいなと思います。特に、地域学校協働活動推進員については、この間の給特法とか地教行法の改正もあって、業務量管理が必須になっていますので、これを検討する上ではこの地域学校協働活動推進員の役割って非常に大きいです。ほかのところでは、この地域学校協働活動推進員の養成講座みたいなことを年3回とかやってやっているところもあるので、この人をどのように育成していくかっていうのは、本当にこれから学校にとっても大きな問題だと思うので、この辺の研修会はぜひ、今後検討していただければなと思いますよろしくお願いします。

○宍戸健悦教育長 はい。生涯学習課長。

○内藤昌利生涯学習課長兼博物館長 お話ありがとうございます。地域の協働教育の部分につきましてですが、すいません。私もまだ4月に異動してきたばかりで、内容を完全に把握しきれてございませんが、学校・地域・家庭がそれぞれの機能を果たしながら、協働して、社会の中でたくましく生きる子供たちを全体で育むといったような理念を推進していくためにそうした取組を進めてまいりたいと思いますし、先ほど委員から御提言頂きました通知等もしっかり読んで、関係課と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○宍戸健悦教育長 今年度、コーディネーターの委嘱状の交付と併せて、説明会ということで、新しい方々だけでなく、集まっていただいてお話し会を持ったというふうなところで、一歩前進した形で今回させていただきました。

冒頭の私の挨拶の中でも、1人で活動するのではなくて、みんなで活動するようなつながりをつけるのがこのコーディネーターの仕事、役割ですので、その辺をみんなで活動できるようにということを強くお願いをしてきたところでございますので、関係構築について、そのコーディネーターが核になるというか、肝になるということでありますので、これについては、今後ともですね、いろんな場面で、研修あるいはその役割をしっかり果たしていただけるように、進めてまいりたいというふうに思っています。

では、そのほか、委員の方々からよろしいですか。

依田委員。

○依田晴美委員 4月に道路交通法が改定されて、自転車通学のことでちょっと気になっているので、御質問したいんですけども、中学校で自転車通学を行っている学校があると思うんですけども、その子供たちにはどのように、道路交通法の改正について伝えたのかお聞

きしたいと思いました。

○宍戸健悦教育長 学校安全推進課長。

○川原田修一学校安全推進課長 はい。自転車通学の関係ですけれども、道路交通法の一部改正に伴いまして、4月1日から原則車道を通行するようになるということになりました。法令上はそうなんですが、現状といいますか、警察のほうと危機管理部を通じて情報交換しているんですが、警察の指導によりますと、法改正は行われたものの、3月から4月に変わった以降も、従前の通り、基本は徐行しながらというか、注意しながら歩道を走ってもいいということです。法令上は原則車道の左側通行ということを言われていますけれども、歩行者がいた場合は減速したりだとか降りて自転車を引いたりとかってということで、これまでどおりの対応で指導を行ったというようなことを警察のほうはおっしゃっておりました。あくまでその、真面目なお子さんというか、本当に車道をそのまま走られるお子さんもいらっしゃると思うんですが、指導としましては、各学校で開催されます交通安全教室を早期に開催していただくように通知を出しておりまして、その中で実際に所管の警察署に来ていただいて、御指導頂くというような形で、学校のほうに通知をお願いをしているところでございます。今後5月末には、通学路の危険個所の調査がまとまってくるんですけれども、その状況も踏まえて、自転車通学の今回の改正によりまして、例えば片側しか歩道がないところとかもあつたりしますと、登下校のいずれかは歩道を通れない形に今の法令上だとなってしまうので、警察の指導ですと歩道を通していいですよということではあるんですけれども、その辺をどのように指導していくかということと、あとは道路のほうの整備といいますか、例えば標識ですが、歩行者と自転車が両方通れる標識があるんですけども、そちらの通行可の標識を道路につけていただくなど、そういった対応を教育委員会と危機管理部と建設部ですね、こちらのほうとも連携しながら、関係機関や道路管理者に要望であったりとか、警察署のほうにいろんな対応を要望していくということで意見交換をしているところでございます。

学校のほうには、先ほど申し上げたとおり、まずは早く交通安全教室を開いて、警察から直接御指導頂くようにですね、通知をお願いをしているところでございます。

以上です。

○依田晴美委員 安心しました。かえって車道を走ると危ない場合もあるので、ちょっと気になっていたんで、例えば、南境のトンネルのところなんですけど、先日も主人の車に乗ってましたら、車道をトンネル内で走っている御老人がいたんです。

そうすると、かえって車道のほうが危なかったんで、ぜひ、危なくないように指導していたければと思いますのでよろしくお願いします。

○宍戸健悦教育長 はい。ありがとうございます。

学校安全推進課長何かありますか。

○川原田修一学校安全推進課長 はい。当初より、子供とお年寄りは歩道を通行してもいいというふうな部分もありましたけれども原則車道ということです。ただ、歩道通行可の標識のあるところというのがまだ少ないので、ここは通っていいのか悪いのかつというのは、なかなか判別がつきにくいところがあつたり、やはり車道を通行しなければならないと言って車道を通行すると、非常に危険な状況もあるというふうなところで、道路に応じていろんな判断が求められるというふうなところもあるので、学校のほうには、交通安全教室をできるだけ早くに

行って、直接警察の方から細かいところは聞くようにということで、今お話をしているところ
であります。

社会では青切符云々という話がありますがけれども、切符は、16歳以上ということですので
小中学生には該当はしませんが、ただ、安全に通行するということの意識づけは今回してい
きたいというふうに思っております。

以上です。

○矢野健悦教育長 では、そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、各課長の皆さんから何かございませんか。

学校安全推進課長。

○川原田修一学校安全推進課長 はい。配付資料でございますけれども、寄贈関係でござ
います。

宮城県建設業協会の石巻支部青年会様から、クリアファイルの贈呈がございました。3月2
7日に市長室におきまして、こちらは平成25年度から毎年頂いているんですが、防犯意識の
高揚を目的としたクリアファイルの贈呈ということで頂いております。

○矢野健悦教育長 ほかにありませんか。学校教育課長。

○山田敦子学校教育課長 はい。では、私から下に載せてあります石巻市学びサポートセン
ターの開所式について、御説明いたしたいと思います。今年度は、4月13日午後1時より、
向陽学びサポートセンターにおいて今年度の開所式を行いました。内容については御覧頂けれ
ばと思います。

今年度は2拠点稼働が本格化してまいります。学校生活への不安を持つ児童生徒、それから
保護者、または不登校状態にある児童生徒保護者につきまして、相談活動、それから学びのサ
ポートをしてまいりたいと思います。

このような、児童生徒へのアウトリーチも行っていきたいと思っております。居場所づく
り、そして学びの保障に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○矢野健悦教育長 ほかにありませんか。生涯学習課長。

○内藤昌利生涯学習課長兼博物館長 はい。私からは、博物館のPRをさせていただきたいと
思います。チラシを3枚ほど配付させていただきました。1つ目は、石巻市博物館収蔵品展と
いうことで、博物館で保有しておりました作品を中心に、18日土曜日から5月10日までの
短い間ですが、特別展示という形で展示させていただきます。それからもう1枚、山のくらし
と書いてあるチラシでございます。こちらは毛利コレクションの特集展になります。狩猟具を
中心とした、山のくらしについての展示となり、こちらは3月から7月5日までの間展示され
ております。最後に、こちらの3人の人物が写っているチラシでございます。こちらは、5月
の23日から7月20日までの企画展になります。戊辰戦争を起点として、明治時代に起きた
自由民権運動と、大正時代に起きた普通選挙運動の二つの運動を軸とした宮城県出身の先人の
生涯と活動を紹介する展示となりますので、ぜひ、こちらのほうも足を運び頂ければと思いま
す。よろしくどうぞお願いいたします。

○矢野健悦教育長 はい、そのほかありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら次回の定例会の日程についてお願いします。

○津田忍教育総務課長補佐 次回5月の定例会につきましては、5月28日木曜日午後3時30分から開催する予定です。場所につきましては、本日と同じくこちらの庁議室で開催いたします。なお、本日御手元のほうに、令和8年教育委員会定例会開催予定表をお配りしていましたが、第7回の定例会の日程なんですけれども、7月27日月曜日、総合教育会議の開催後に変更となりましたので御連絡いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸健悦教育長 それでは、皆さんのそれぞれの委員さんの日程の調整をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 5時3分閉会

教育長 宍戸 健悦
署名委員 依田 晴美